

1. 産業廃棄物処理施設のすべてに共通する維持管理の技術上の基準
 <廃棄物の処理と清掃に関する法律施行規則第十二条の六>

	維持管理基準	申請施設の構造・措置
一	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該廃棄物の性状の分析又は軽量を行うこと。	廃棄物は製造工程から発生する廃液であり、組成は一定しています。計量は貯蔵タンクについている液面計で毎直1回行い、記録します。廃棄物の性状の分析を毎年1回以上行います。
二	施設への産業廃棄物の投入は、処理能力を超えないように行うこと。	処理能力を調整するため、流量自動調節弁を設け、処理能力を超えそうな場合には、自動的に処理量を制限して処理能力を超えないようにし、かつ処理能力を超過した供給量になると警報を発信するシステムとします。
三	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他生活環境保全上必要な措置を講ずること。	焼却施設の周囲には高さ150mmの流出防止堤を設け、廃棄物が施設の外へ流出することを防止します。また、流出等の異常時には、施設の運転を中止し、廃棄物の回収作業を行い、原因の解明と再発防止対策を講じます。
四	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	設備は1年に3～4回、定期的に点検を行います。
五	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	保管施設よりの移送はポンプによる密閉圧送で、飛散、流出及び悪臭の発散を防止します。
六	蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。	処理施設内の床はコンクリート床とし、雨水、廃棄物等が滞留しないよう傾斜をつけます。床コンクリート内側周辺には排水溝と油分離槽を設け、分離槽排水口はバルブを取り付け常時は閉とします。床コンクリート内に溜まった水は目視点検後雨水排水溝に放流します。
七	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音、振動を発生するおそれのあるものとして冷却塔、ブロワー、コンプレッサーがあります。冷却塔については低騒音型を採用します。ブロワーは吸気、排気ともサイレンサーを設置します。コンプレッサーはスクリー型を採用しかつパッケージ型とします。ブロワー、コンプレッサーとも鉄筋コンクリート基礎の上に設置し、建屋内に収納する等の手段により周囲の環境を損なわないようにします。
八	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	放流水はCOD・全りん・全窒素自動分析計、pH等の計器により中央制御室で常時監視し、記録します。また、管理値を外れた場合は（アラーム発報時）水質悪化の原因を究明し対応します。COD、BOD等の生活環境項目は1ヶ月に1回、健康項目については1年に2回、分析業者に依頼して測定しその結果を保存します。水質分析は、最新の水質汚濁法設置変更許可申請書、様式第1別紙4の水質分析項目に準じて実施します。

九	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。	点検、検査記録を作成し保存します。また、事故時は、所定様式の事故報告書にて報告するとともにその記録を保存します。	保存期間は五年間とします。
---	--	--	---------------

2. 焼却施設の維持管理上の基準

<廃棄物の処理と清掃に関する法律施行規則 第十二条第七項第5号の

廃棄物の処理と清掃に関する法律施行規則第四条の五第一項第二号の項目>

	維持管理基準	申請施設の構造・措置	
二一イ	ピット・クレーン方式によって焼却設備にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること	本施設は液状産業廃棄物の処理施設です。本項は該当しません。	
二一口	燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあっては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあっては外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第4条第一項第7号イただし書の環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。		本施設は1時間当たりの処理能力が2ト未満の焼却施設ですが、処理物が液体であるため、廃棄物は配管により密閉圧送され、直接炉内に投入されますので外気と遮断された状態を維持できます。また、流量調節装置により投入量を自動定量調節します。
二一ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	焼却炉下部に温度計を設置し、焼却炉出口温度が摂氏800度以上となるようにすることにより炉全体を摂氏800度以上に保つようにします。	焼却炉頂部に設けた助燃料装置を常時運転して炉内温度の調整を行い、運転温度をおおむね摂氏1000度といたします。摂氏900度まで低下すると警報が発信し運転員に知らせます。摂氏800度まで低下するとインターロックが作動し、廃液投入が自動的に停止されます。
二一二	焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずる恐れがないよう使用する場合にあっては、この限りではない。	本施設では水溶性無機塩を湿式処理しておりますので焼却灰は発生しません。	
二一ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転開始に当たっては助燃料燃焼装置により、耐火物が許容する範囲で速やかに昇温させ、おおむね摂氏1000度とした後に廃液を投入するシステムとします。	助燃料は常時燃焼させ、定常運転温度(摂氏1000度)を維持します。
二一ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ちごみを燃焼し尽くすこと。	本施設は液状廃棄物の噴霧燃焼施設であり、廃棄物は炉内に噴霧されると瞬時に蒸発し酸化分解されますので、停止時の廃棄物の炉内残留は発生しません。	
二一ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	焼却炉下部に温度計を設置し、中央制御室に設置されたデータ集約設備に取り入れます。データは1日1回印刷を行います。	
二一チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	燃焼ガスは焼却炉出口のクエンチャー及びチャンバーにおいて水と接触し、水が蒸発することにより、直ちに摂氏200度以下まで冷却されます。	その時必要な蒸発水量は約4トン/hです。十分な接触を行わせるため水は蒸発量の約6倍を噴霧投入します。

二ーリ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を（次のただし書きの場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	チャンバー出口燃焼ガス温度を測定し、中央制御室に設置されたデータ集約設備に取り入れます。データは1日1回印刷を行います。	
二ーヌ	冷却設備および排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。	本施設では水溶性無機塩を湿式処理しておりますので、ばいじんのたい積は発生しません。	
二ール	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	廃棄物をおおむね摂氏1000度で焼却することにより一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるようにします。	一酸化炭素濃度の達成値を90ppmといたします。
二ーヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ記録すること。	連続測定の一酸化炭素濃度計測値を中央制御室の制御システム画面に表示させるとともに経時変化グラフを記録し、集約したデータを1日1回印刷し保存します。	
二ーワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	① 800度以上での燃焼 ② 2秒以上の燃焼室滞留時間 ③ 200度以下への排ガスの急冷を遵守することにより煙突排ガス中のダイオキシン濃度を法規制値以下とします。	煙突排ガス中のダイオキシン濃度を1ngTEQ/m ³ N以下といたします。その要件である左記の3項目を遵守するため ① 炉内温度低の警報とインターロック ② 廃液投入過多の警報とインターロック ③ 排ガス温度高の警報とインターロックを設けます。その詳細に関しましては13.2インターロック・警報系統図を御参照下さい。
二ーカ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量またはばい煙濃度（いおう酸化物、ばいじん、塩化水素および窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る）を6ヶ月に1回以上測定し、記録します。	窒素酸化物は常時計器で監視します。
二ーヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにいたします。申請書別紙「環境影響達成値」を御参照下さい。	ダイオキシン、塩化水素、一酸化炭素については規制値より低い数値を達成します。申請書別紙「環境影響達成値」を御参照下さい。
二ータ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、または冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	煙突直前のガス洗浄装置に飛沫捕捉設備を内蔵させ、飛散防止を行います。また、排ガスの洗浄及び冷却を行った水はオーバーフロー水が密閉配管により循環水ピットに流入するため飛散及び流出することはありません。	
二ーレ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第4条第一項第7号次のただし書きの場合にあっては、このかぎりでない。	本施設では水溶性無機塩を湿式で取り扱っているため、焼却灰及びばいじんは固体としては、排出しません。脱燐のための凝集沈澱設備から汚泥が発生しますが、濃縮汚泥の状態を濾過乾燥設備（申請外）に運ばれ、全工場の汚泥とともに乾燥汚泥として場外搬出されます。	
二ーソ	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却炉の温度をその融点以上に保つこと。	本施設ではばいじん又は焼却灰の溶融加工は行いません。	

二ーツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成中の温度連続的に測定し、かつ、記録すること。	本施設ではばいじん又は焼却灰の焼成は行いません。	
二ーネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤および水を均一に混合すること。	本施設ではばいじん又は焼却灰のセメント固化又は薬品処理は行いません。	
二ーナ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	消防法に基づく必要な防消火設備として、小型消火器を動力盤、燃焼ブローワーを配置しているブローワー室に1基設置します。	泡消火栓を焼却施設敷地をカバーするように配置します。

＜廃棄物の処理と清掃に関する法律施行規則 第十二条第七項第五号の

	維持管理基準	申請施設の構造・措置	
二	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設にあっては燃え殻を総理府令で定める基準に適合させること。	本施設では廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却は行いません。	
三	令第7条第5号に掲げる施設（廃油焼却施設）及び同条第12号に掲げる施設（廃PCB等及びPCB処理物の焼却施設に限る）にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第12条の2第5項第2号の規程により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認められた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	本施設では、廃油の成分を約0.2%含有する「廃液A貯槽」、同廃液を廃油成分約50%まで濃縮・蒸留する設備、その濃縮された廃油を1日当たり約300ℓ焼却する設備が廃油焼却に関する設備となります。いずれも、流出防止堤、コンクリート製床を備え、廃油の流出防止、浸透防止を行います。日常の点検、パトロールにおいて、流出防止堤等の異常を発見した場合は直ちに修理します。	